世田谷区公契約適正化委員会(第1回)次第

令和4年8月29日(月)午後3時30分~午後5時35分場所:世田谷区役所第1庁舎5階 庁議室

〇 開会

- 1. 委託契約におけるダンピング対策について
- 2. 建設工事における働き方改革の推進に係る対応について
- 3. 世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況について(報告)
- 4. 労働報酬下限額周知カード等の実施状況について(報告)
- 5. 令和3年度事業所労働条件調査の結果について(報告)
- 6. その他
- 〇 閉会

配付資料

- 次第
- ・【資料1】委託契約におけるダンピング対策について(素案)
- ・【資料2】建設工事における働き方改革について
- ・【資料3-1】世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施状況
- ・【資料3-2】世田谷区建設工事総合評価方式参加事業者アンケートの実施について
- ・【資料4】 労働報酬下限額周知カード等の実施状況
- 【資料5-1、5-2、5-3、5-4】令和3年度事業所労働条件調査

令和4年8月29日財務部経理課

委託契約におけるダンピング対策について(素案)

1 主旨

区では公契約に係る労働者の適正な労働条件の確保などを通じて、地域経済の活性化や区民福祉の増進を図ることを目的として、平成27年4月に世田谷区公契約条例を施行し、より一層の適正な契約の執行に努めてきた。

昨年12月には、本条例に基づき設置された公契約適正化委員会より、委託契約における過度な低価格での入札が広がる恐れが認められる現下の状況に鑑み、ダンピング防止のための入札制度改革の取組みをさらに進め、事業者や下請負者の経営及び労働者の労働環境の向上を目指すべきであるとの提言を受けたところである。ダンピングは他事業者の事業活動を困難にし、公正かつ自由な市場における競争を阻害するとともに、業務品質の低下や下請事業者への労働環境の悪化等のしわ寄せを招くものであり、防止に向けた取組みを徹底していく必要がある。

これらを踏まえ、来年度からの実施に向けて以下の方向性をもって委託契約におけるダンピング対策を推進する。

2 ダンピング対策の方向性(変動型最低制限価格制度の導入)

既存の最低制限価格制度を改定し、適用範囲を拡大するとともに、多種多様な業務委託において効果的なダンピング対策を実現できるよう、実際の入札額から最低制限価格を設定することで、他の入札価格と比較して著しく乖離した過度な低価格入札を抑止する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和4年8月 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議

9月 企画総務常任委員会にて素案を報告

10月 公契約適正化委員会、入札監視委員会にて審議

11月 企画総務常任委員会にて案を報告

12月 区民及び事業者向け周知

令和5年1月 改定後の最低制限価格制度による令和5年度契約案件 の入札公告の開始

委託契約におけるダンピング対策について(素案)

現状

公契約適正化委員会意見書(抜粋)《令和3年12月》

委託契約においても、過度な低価格での入札が広がる 恐れが認められる現下の状況に鑑み、ダンピング防止 のための入札制度改革の取組みをさらに進め、事業者 や下請負者の経営及び労働者の労働環境の向上を目指 すべき

業務委託の最低制限価格制度

【対象】

予定価格が 200 万円以上の建物清掃・公衆トイレ清 掃の業務委託、造園の業務委託

【最低制限価格の算定方法】

予定価格に契約担当者が定める一定の乗率(10分の7から10分の9までの範囲内・非公表)を乗じて得た額を最低制限価格とする

課題

- ・現行制度は履行の質の確保を主眼に置いたもので あることから適用対象が限定的
- 1円入札案件の発生(令和3年10月)
- ⇒ 質の確保に加え、過度な低価格入札を抑止する ことで、事業者や下請負者の経営及び労働者の 労働環境の向上を図る。対象の拡大とともに、多 種多様な業務において市場の実勢や案件ごとの 性質をより的確に反映する仕組みが必要とな る。

取組みの方向性

既存の最低制限価格制度を改定し、実際の入札額から最低制限価格を設定する「**変動型最低制限価格制度**」を実施する。

《対象》

現行の対象に加え、これまでの実績から現に低価格入札が見受けられる業務類型に 対して重点的に低価格入札の防止を図るため、適用範囲を拡大(計画策定支援、検 査・調査、データ入力作業等)

《 変動型最低制限価格の算定方法 》

- ① 入札額が予定価格以下の入札参加者を「有効参加者」とする。
- ② 有効参加者数に一定割合を乗じた数を「標本数」とする。(※1) 有効参加者数 × 一定割合(1未満の値) = 標本数
- ③ 有効参加者のうち、価格が低いほうから序列にして標本数にあたる順位までの入札額の平均額を「標本平均額」とする。
- ④ 標本平均額に一定の乗率を乗じて得た額を当該入札における最低制限価格と する。(※2)

標本平均額 × 一定の乗率(1未満の値) = 最低制限価格

⇒ 最低制限価格~予定価格の範囲内で最低価格を入札した者が落札者となる。

[例]

L 17.3.3	
入札参加者	入札額
A社	700,000 円
B社	1,060,000 円
C社	1,090,000 円
D社	1, 150, 000 円

- 例 ≪ 標本数が3、4の乗率が0.85の場合 ≫
- 1. A~C社の入札額の平均額である 950,000 円が標本平均額
- 2. 標本平均額 950,000 円に 0.85 を乗じた 807,500 円が最低制限価格
 - → A社は最低制限価格未満となり失格 B社が落札者となる
- ※1 入札参加者による意図的な最低制限価格引上げの防止を目的に、高額な入札を標本平均額算出の対象から除外するため。なお、「一定割合」は事前に公表する。
- ※2 他の入札価格と比較して著しく低い入札を抑止するため。なお、「一定の乗率」は事前に公表する。

《 有効参加者数が少数の場合 》

有効参加者数が少数の場合には上記の方法では十分な効果を得ることができないため、予定価格に一定の乗率(④に示す乗率とは異なる)を乗じて得た額を 最低制限価格とする。

効果

- ◆他の入札価格(入札額の平均額)から著しく乖離した低価格では落札できないものとし、過度な低価格入札を抑止することによって、競争性とダンピング防止の両立を図る
- ◆実際の入札額をもとに最低 制限価格を設定することに より、入札時の市場の実勢 や案件ごとの性質をより的 確に反映する
- ◆最低制限価格の適用対象を 拡大することで、より幅広 い業務においてダンピング を防止し、履行品質や労働 環境の向上を図る
- ◆開札結果に基づき最低制限 価格を設定するため不正な 働きかけによる事前の漏洩 が生じ得ない
- ◆算定方法を事前に公表し、 入札結果に基づいた検証を 可能にすることで最低制限 価格設定の透明性を強化す

一部資料については 他の機関作成等の理由により 非公開とする。